

教育に関する「大綱」について

1 法律上の位置付け

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠規定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項	教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項
策定主体	地方公共団体の長 ※ 総合教育会議にて要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じて策定 ※ 第1期計画(平成20年7月1日閣議決定)平成20～24年度 ※ 第2期計画(平成25年6月14日閣議決定)平成25～29年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※ 必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※ 努力義務

2 大綱に関する文部科学省の考え方(平成26年7月17日付 文部科学省初等中等教育局長 通知)

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

- 地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



大山崎町教育大綱 (案)



令和 年 月
大 山 崎 町

はじめに

本町の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定による「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定については、平成23年度から概ね5年毎に策定しています「大山崎町教育振興基本計画」（第1期計画＝平成23～27年度、第2期計画＝平成28～令和2年度、第3期計画＝令和3～7年度）のうち、第2期計画を、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当するものとして位置付けてきたところです。

しかしながら、第3期計画の策定に際しては、子どもたちが将来生きる社会は、「超スマート社会時代の到来」・「人生100年時代の到来」といった激動の時代となることが予測されることから、こうした時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するため、加えて本町の最上位計画である第4次総合計画・後期基本計画の趣旨を活かしたものとなるよう計画を見直すとともに、大綱については、本町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針として、より明確なものとするため、この度、別途策定することとしました。

本大綱では、大山崎町第4次総合計画における基本構想「大山崎町まちづくりビジョン2025」で定めるまちの将来像「天王山のふもと、三川合流の地、みんなを笑顔にするまち“ええとこ、がんばる、おおやまざき”」の実現に向けた5つの基本目標の1つに掲げている「生涯を通じて、理解し合う、学び合うまち」を目指して、本町が取り組むべき教育・文化に関する施策の方針及び目標を示しています。

特に児童生徒の学力向上に着目して、教職員と子どもたちとのふれあいをより密にすることで実態に即した柔軟な指導が可能となる「少人数学級」を推進し、将来にわたり増々進展していく情報技術革新やグローバル化に対応できる力として、「ICT活用能力」や「英語によるコミュニケーション能力」を身に着け、高めていくことを目指します。

また、既に英語教育等において、小中連携教育に取り組んでいるところですが、就学前を含む生後15年間を見据えた「保幼小中一貫教育（連携教育）」に取り組み、とりわけ小中一貫教育の推進に注力していきます。

そして、施策の実施に当たっては、これまでと変わることなく「大山崎町教育振興基本計画」の円滑な推進を図る中で、年度毎に定める「指導の重点—学校教育・社会教育—」において、当該年度における具体的施策の実践内容を示しながら、効率的、かつ、効果的な事業展開に努めていきます。

1 基本理念

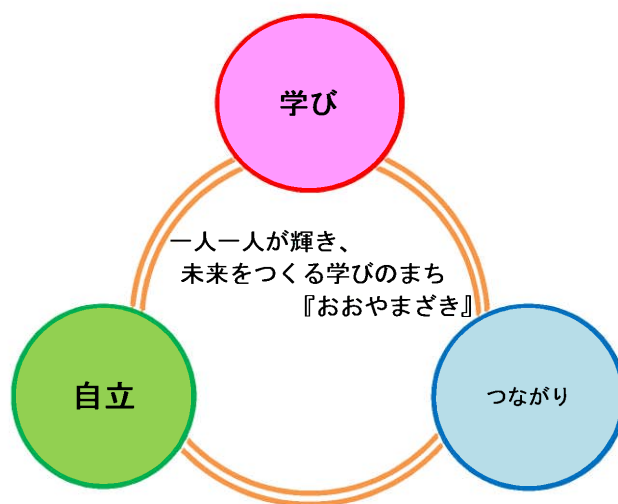
国が示す「自立」「協働」「創造」の3つの理念及び大山崎町総合計画基本構想「大山崎町まちづくりビジョン 2025」を踏まえ、「だれもが生涯にわたって学び続けることで輝き、自立する」こと、「人とのつながりを大切に保つことで住みよい笑顔のまち」となること、さらには、「生涯を通じて、理解し合う、学び合うまち」として大山崎町の自然や歴史を大切に守り学ぶことを通して、まちの将来像「天王山のふもと、三川合流の地、みんなを笑顔にするまち“ええとこ、がんばる、おおやまざき”」を実現できるのではないかと考えています。

そこで、本町教育の基本理念を、引き続き「一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち『おおやまざき』」とすることとします。

また、その具体的な実現目標については、①「学び」＝一人一人が自己の多様な個性・能力を伸ばすこと、②「自立」＝他を認めながら、自己の人生を主体的に切り拓いていること、③「つながり」＝協働を通して、ともに支え合い高め合う社会のこと、これら3つの要素を確立させることが必須となることから、「～学び、自立、つながりの確立を目指して～」とすることとします。

基本理念

一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち『おおやまざき』
～学び、自立、つながりの確立を目指して～



- | | |
|--------|-----------------------------|
| ① 学 び | 一人一人が自己の多様な個性・能力を伸ばすこと |
| ② 自 立 | 他を認めながら、自己の人生を主体的に切り拓いていること |
| ③ つながり | 協働を通して、ともに支え合い高め合う社会のこと |

2 基本理念 実現のための4つの基本的方向

基本理念を実現するための施策について、4つの基本的方向を次のとおり示します。

〔基本的方向1〕 未来を担う「ひとづくり」に向けた教育を推進します。

生きる力の基礎となる力「確かな学力・豊かな心・健やかな体」をはぐくみます。

教育基本法第2条における教育の目標の一つに「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」と明記されています。子どもたちが自立して、充実した生涯を生きていくことができるよう、また、これからの社会に対応できるよう、生きる力の基礎となる力「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を確実にはぐくむとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を行い、情報教育など現代的課題やSDGsなどの現代的目標に対する関心を高める取組を進めます。

また、よりよい社会の構築に向けてその一員としての責任と自覚を持ち、主体的に参画する意識をはぐくむ教育の推進とコミュニケーション能力や可能性に挑戦するために必要な力、異文化理解などの素養を備えたグローバル化に対応できる人材の育成を目指します。

〔基本的方向2〕 学びを支える教育環境を充実します。

学校の安全安心の確保と充実した指導が展開できるよう、指導力の向上や教育環境を充実します。

充実した教育活動を展開するためには、組織として「チーム学校」の総合力を高め、教職員一人一人が教育に課せられている使命と責任を自覚し、実践的な指導力を向上させることが重要です。子ども一人一人をかけがえのない存在として大切にし、子どもが楽しく安心して学べる場を確保するとともに、個性や能力・可能性を最大限に伸ばすことができる教育力の向上をはじめ、教育設備の充実を図る取組を推進します。

〔基本的方向3〕 学び合い、つながりのある地域社会を創造します。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で生涯学習社会の実現を図ります。

教育基本法第3条（生涯学習の理念）に基づき、人々が、その生涯にわたって学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を目指します。

そして、社会全体の教育力を高めるとともに人々や諸団体の絆を深め、よりいっそう開かれた学校づくりに取り組むとともに、教育の原点である家庭の教育力を高めま

す。

〔基本的方向4〕 生涯スポーツの推進と郷土の歴史・伝統文化を活かしたまちづくりを推進します。

生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、大山崎町の自然や歴史、文化遺産を活かした文化振興を推進します。

心身の健康や健全な成長・発達に重要な役割を果たすスポーツに年齢や障がいの垣根なく、誰もが生涯を通じ、生きがいを持って、いつでもどこでも主体的に親しむ生涯スポーツを推進します。

大山崎町には、豊かな自然や歴史と数々の文化遺産があり、学校においては、こうした郷土の歴史・伝統文化の素晴らしさを活かした教育活動を取り入れる学習を推進します。自然・歴史、伝統・文化を尊重し、それらをはぐくんできた私たちのふるさと大山崎を大切にすることを養い、郷土や地域への愛着や誇りに思う意識の醸成と後世への継承・発展する取組を推進します。

校外学習（町域内）の様子



3 各基本的方向における重点目標

4つの基本的方向に示す施策達成のために、それぞれ取り組むべき重点目標を次のとおり設定します。

〔基本的方向1〕 未来を担う「ひとづくり」に向けた教育を推進します。

生きる力の基礎となる力「確かな学力・豊かな心・健やかな体」をはぐくみます。



【重点目標1】 質の高い学力の育成

基礎的・基本的な「知識及び技能」の確実な習得、知識・技能を活用して課題を解決するための「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養という資質・能力の三つの柱をバランスよく育成します。

I C T活用能力や英語によるコミュニケーション能力を高め、情報技術革新やグローバル化に対応できる力を育成します。

【重点目標2】 一人一人を大切にした教育の実施

特別支援教育、人権教育など一人一人を大切にした教育を推進し、その能力や可能性の伸長と実践的態度を育成する取組を推進します。

【重点目標3】 規範意識の醸成や他者への思いやりなど豊かな心の育成

学校や社会のきまり・ルールを守り、社会の一員としての自覚を深めるとともに、よりよく生きようとする力の源泉となる豊かな心をはぐくみます。

【重点目標4】 健やかな体の育成と体力の向上

生き生きとたくましく生きるため、体育・スポーツ活動に親しむ習慣や望ましい食習慣など、健康的な生活を実践する態度を育成します。

【基本的方向2】 学びを支える教育環境を充実します。

学校の安全安心の確保と充実した指導が展開できるよう、指導力の向上や教育環境を充実します。



【重点目標5】 信頼を高める学校づくりの推進

家庭や地域社会と連携・協働して、信頼に応える学校づくり、開かれた学校づくりを推進します。

【重点目標6】 安全安心で、いじめのない楽しい学校づくりの推進

安全な環境の中で、いじめのない楽しい学校生活が送れるよう、家庭・地域社会と連携した取組を進めます。

【重点目標7】 指導体制の充実

一人一人の児童生徒を大切にされたきめ細やかな指導を進めるため、少人数学級や専科指導などの指導体制の充実を図ります。

就学前6年間と義務教育9年間の15年をつなぐ「保幼小中一貫教育（連携教育）」に取り組み、一貫性、継続性を大切にされた教育を推進します。

【重点目標8】 教育効果を上げる教育環境の充実

学校施設を整備・充実し、質の高い教育が効果的に実施される環境づくりを推進します。



大山崎中学校体育館

〔基本的方向3〕 学び合い、つながりのある地域社会を創造します。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で生涯学習社会の実現を図ります。



【重点目標9】 生涯学習を推進する体制の充実

生涯にわたって多様な学習活動に取り組み、住民一人一人が「生涯を通じて、理解し合う、学び合うまち」づくりをめざして学び続けることのできる学習環境の整備・充実に努めます。

【重点目標10】 家庭の教育力の向上

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の出発点である家庭の教育力を高めるための支援を推進します。

【重点目標11】 地域社会の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを健全にはぐくむ環境づくりを推進します。

【重点目標12】 人権教育・啓発・擁護活動の推進

近年、いわゆる「人権三法」など、個別の人権問題に関する法整備が進んできていることや、新型コロナウイルスに係る人権問題など今日的な課題も踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、人権意識を高め人権感覚を身に付ける取組を推進するとともに、実践につながる自発的な学習活動を促進します。

【重点目標13】 社会教育施設の活用

多様な学習機会を増やすとともに、地域のネットワークの拠点である社会教育施設の充実と活用の促進を図り、学習・文化活動場面での町民の協働を推進します。

〔基本的方向4〕 生涯スポーツの推進と郷土の歴史・伝統文化を活かしたまちづくりを推進します。

生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、大山崎町の自然や歴史、文化遺産を活かした文化振興を推進します。



【重点目標14】 生涯スポーツの推進と地域スポーツ環境の整備

誰もが心身共に健康な生涯を実現できるよう、各スポーツ施設を整備・充実し、日常的に体力・競技力の向上が図れる環境づくりに努め、年齢や体力、目的に応じて、主体的にスポーツに親しむ生涯スポーツを振興します。

【重点目標15】 文化活動の促進と文化財の保護と活用

天王山と三川合流地点の地形に恵まれた町の美しい自然と豊かな歴史を活用し、自分の住んでいる地域への愛着や誇りをはぐくむとともに、様々な取組や町内にある数多くの文化財に興味・関心を持ち、郷土の歴史や伝統文化を受け継いでいきます。



少年少女フェンシング大会



鳥居前古墳の埴輪

【参考】 大山崎町第4次総合計画・後期基本計画の概要

(1) 基本構想 大山崎町まちづくりビジョン2025

① 策定の趣旨

社会経済情勢や政治情勢等の変化があったとしても、町民と行政が協力して大山崎町の将来を築くための共通のよりどころとなる、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして定める。

② 期間

2016（平成28）年度～2025（令和7）年度：10年間

③ まちの将来像

「 天王山のふもと、三川合流の地 みんなを“笑顔”にするまち
ええとこ、がんばる、おおやまざき 」

④ まちづくりの基本目標

- 1 彩のあるまち
- 2 行きたい、住みたい、住み続けたいまち
- 3 支え合う、助け合うまち
- 4 生涯を通じて、理解し合う、学び合うまち
- 5 協働で創るまち



(2) 基本計画

① 前期基本計画

期間

2016（平成28）年度～2020（令和2）年度：5年間

② 後期基本計画

期間

2021（令和3）年度～2025（令和7）年度：5年間

③ 施策分野

- ア 自然・環境分野
- イ 産業・都市基盤分野
- ウ 防災・健康・福祉分野
- エ 教育・生涯学習分野
- オ まちづくりの進め方分野

5つの施策分野に基づく26のまちづくり分野を設定し、めざす姿の実現に向けた施策を展開していく。

(3) 後期基本計画における施策分野「教育・生涯学習分野」の概要

教育・生涯学習分野（6つのまちづくり分野）

① 人権

将来のめざす姿

「様々な人権問題が正しく理解され、すべての人の人権が尊重されているまち」

② 男女共同参画

将来のめざす姿

「あらゆる分野において誰もが自分らしく歩むまち」

③ 学校教育等（保幼小中）

将来のめざす姿

「子どもの個性や社会を生き抜く力が育まれているまち」

④ 社会教育

将来のめざす姿

「生涯にわたり地域と共に町民が学び続けるまち」

⑤ スポーツ（生涯・競技）

将来のめざす姿

「町民がスポーツを通して、いきいきと暮らしているまち」

⑥ 文化の向上、歴史遺産の保護・活用

将来のめざす姿

「歴史遺産が次世代に引き継がれ、魅力と誇りの源となっているまち」



天王山夢ほたる公園



大山崎町